

(議長)

休憩を閉じて、再開します。

次に、小野寺議員の発言を許可致します。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。ではすぐ始めます。

大きい1番目です。高齢者の福祉施策について、ですが、12月議会でも取り上げさせて頂きました。いよいよ、いわゆる国の介護保険事業という総合事業が4月から始まります。どうなんのかなという部分も含めて、町民の中でも私は少しずつ関心も出てる部分もあるのかなという気はしております。高齢者の福祉、暮らし全般に関わる問題であります。3つお聞きします。

まず1つ目。全般的に言いますと、高齢者の生活、その支援する公的制度、やはり改善していかなければならないと思っております。それで、4月から開始されます、この新しい国の事業によって、町民や高齢者の生活がどういう風が変わってくるのかなということですが、なかなか町長の執行方針を読んでも、それから予算書を見てもよくわかりません。たまたま一般質問を通告した後に、町広報が入りまして、町広報の中に色がすごく目立ってすぐアッと思いました。この町広報に載りました総合事業の説明、すごくわかりやすく、本当にまとめてあったなとは思っております。これ見てもすぐわかりますが、要は、基本的には変わらない。変わらないのかな。国が言っている少しでもその総合事業がおこる、やることによって、例えば、これにもあります、一般介護予防事業というのが今までより少し、少し町民のために、事業が新たに展開しているのかな等、期待して見たんですが、それから予算書見たのですが、よくわからない。少しでも、一歩でも、国の事業展開によって、江差町としても前進させる、そういう仕組み作り、考えているのかなという気がしたのですが、町長の執行方針には、自助・互助、そこは強調されてるのですけれども、それはそれで必要だと思えます。思いますが、でも、その大前提として、その生活支える公的な制度の改善・充実が私はやはり着実に進めていく。これが今、急がれると思えます。町長の所見を伺います。

2つ目、これは何回も言っておりますので、簡潔に言います。配食サービス。これは私の予算書の読み方が間違っていなければ、新年度は増額になってると思うのですが、どういう風に新年度事業展開するのか。この間、もう2年間位、かなり担当課長には申し訳な

かったのですが、厳しい口調でも含めて、この間言ってきました。どうなるのか、というのが2点目です。

3点目。それで、色々、でもやはり皆さん頑張っております。担当課、担当係の方、頑張っておりますが、せつかくそういう、頑張っているサービス、今大きく言うと町民福祉課と健康推進課にまたがるのかなと思うのですが。そのせつかくの事業が、必ずしも丁寧に周知されていないのが私はあるんじゃないかなと思います。せつかく受けられるサービスが知らされていないことによって受けられない。これは、私、本当にその人にとって大変不幸なことだろうと思うんです。各事業を統一した見やすいパンフ等を作る。適宜、町民や関係機関に配布、周知する等、必要ではないか、ってこういう一般質問を出したらですね、すぐ資料でこれが来ました。あの質問通告した後に、これ来ましたので、ほぼ私が答えた、質問したことの回答が、これにも載っております。多分そのことも含めて町長答弁されると思いますが、それは改めて再質問でちょっとお聞きしたいと思います。まず第1問でございます。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

小野寺議員の1問目、高齢者の福祉施策についての質問にお答え致します。

4月から開始される介護予防日常生活支援総合事業についてのご質問であります。

介護保険からの給付であった要支援認定者に対する訪問介護と通所介護が、4月から介護予防生活支援サービス事業に移行します。どちらも現行相当のサービスで実施し、サービス提供事業者は、現在訪問介護や通所介護を行っている事業所をみなし指定して参ります。利用にあたっては、基本チェックリストを用いて、その方に必要な支援等を相談し、必要な申請や手続きに結び付けていきます。

一般介護予防事業につきましては、現行の介護予防事業内容の充実を図りながら、対応して参ります。国が示す介護予防、生活支援サービス事業には、その他の生活支援サービスの項目もありますが、生活支援協議体や地域ケア推進会議での検討を踏まえ、必要なサービス内容や創出を考えていきますので、スタート時点での開始は見合わせております。

現在サービスを利用している方や新たに利用する方がスムーズに利用できるよう、多様な機会を活用し、制度周知に努めると共に、サービス内容については随時評価をし、実施して参ります。

2つ目の配食サービスについては、高齢者福祉施策として実施しておりましたが、平成29年度からは、介護保険の地域支援事業の任意事業の地域自立生活支援事業の中で実施して参ります。現時点では、対象者につきましては、地域自立支援、失礼しました。地域自立生活支援事業の目的に該当する方になりますので、65歳以上の方で調理困難な方、

単身若しくは高齢者夫婦世帯、安否確認が必要な方のいずれにも該当し、他のサービスで対応できない方を考えており、一定の方法で選定して参りますし、サービス提供する指定事業者につきましても、新たに登録して頂くことで考えております。当面は現行サービスを引き継ぐ形を考えておりますので、利用回数や金額については、変更しない方向で取り進めていきます。

3問目でございます。現在、高齢者対策につきましては、健康推進課と町民福祉課の両課で事業を推進しており、主に介護保険制度によるものとそうではない事業となっていること等から、各種の事業を統一したパンフレット等の作成は行っておりません。

議員と同様、わかりやすくサービス内容をお知らせすることは必要なことだと認識しております。新年度からは、新たな介護保険制度がスタートすること等を踏まえ、両課が連携し、サービス内容の周知に努めて参りますし、パンフレットの作成につきましても取り組んで参りたいと考えております。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、小野寺議員、再質問。

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。

それである1問目ですが、これから考えていくという部分、それはそれでいたしかたないかなと、色々検討するところもありますし、体制のこともありますので、それはそれとして。

ただ、それにしても、町長の言っている自助・互助を仕組み作り、これはこれで私も必要だと思います。ですからその上で、これも頑張ってもらいたいのですが、じゃあ町長の言っている自助・互助の仕組み作り。これは先程言いましたが、一応、案の段階で議員には頂きました。もうパブコメが終わったのかな。終わったのですね。終わってない、ごめんなさい。ですから、まだあくまでも我々は案の段階ということで受け止めますが、当然、自助・互助という意味の相当の部分は、これにも関わってきます。その点でじゃあ具体的に自助・互助が見えないので、これを基に何点かちょっとお聞きします。

これをよく見たら、本当に、自助・互助がオンパレードでちょっと言葉きついかもかもしれませんが、自助・互助ということが丁寧に、もちろん公助も丁寧に書いておりますから、かなり町長が言っている内容の仕組み作りが、この部分も相当出ているのだなということも含めて2つ、3つ、ちょっとお聞きします。

まず、今度の町長の執行方針で、それから予算書にもありますが、福祉活動専門員を社会福祉協議会が配置する時に、町が人件費として1名分を補助します。これは、この地域福祉計画を具体化する、それから多分、社会福祉協議会で実践計画を作ると思うのですが、それを具体化する上において、まさしく町長の言っている自助・互助の仕組み作りが、いわば社協、社会福祉協議会サイドでも作られてくるのかなと思うのですが、それではこの福祉活動専門員がどういう仕事するのか。この資料には1から8まで書いてあります。これ全部やるといったら本当に大変なのでしょうけれども、この中に例えば、ボランティアの面、これもある意味、自助・互助・共助の中でボランティア、大変大事な問題だろうと思うのですが。例えば、色々なところでボランティアセンター等も作ります。そういう点では、役場とその社協等がやるボランティアセンターが併せて自助・互助の部分が出てくると思うのですが、ではその社協で福祉活動専門員等の位置付けの中に、ボランティアセンターと言いますか、しっかりとそこでボランティアをやってもらいたいのだと、そういうような位置付けも、江差町として考えているのか。そういう点で社協とやり取りしているのかというのが1点。

もう1つ、現在、町が補助金を出して、何て言いましたか。地域福祉推進員が1人おります。これは、元町職員が今やっておりますが、この地域福祉、ごめんなさい。地域福祉計画の色々ある仕事の中、自助・互助の部分も含めて、地域活動、町内会だとかそういう部分の手助けといいますか、それもやることになっております。そして、さっき言ったこの福祉活動専門員も当然それを担うことになるのだろうと思うのですが、2人の体制でそれをやってくと。事実上2人、今までの推進員、それから新たに配置する専門員。2人が手を携えてこの地域福祉計画を積極的に担っていく。社協で言うと実践計画。この自助・互助の仕組み作りということも含めて、その2人が共に手を携えてやっていくのだと、そういう仕組みになるのか。ちょっとお聞きしたい。ちょっとその答弁によって再々質問をちょっとします。

それからもう1つ。もう1つ。これもある意味、自助・互助で大事な問題だろうとは思いますが、この地域福祉計画にあります、いわゆる日常生活自立支援事業。簡単に言うと、認知症の方がなかなか自分の金銭管理できないだとか、そういう部分にかなり重たい方は裁判所を介在して成年後見制度ということになりますが、その一歩手前ですね。まだ法的まではいかない。でも金銭管理が大変だという場合は、こういう制度があるのですが、これを、私はやはり社協にやってもらい、という立場で町が進めていく。それをやらなかったら、これ書いていますね。地域福祉計画の中にね、町としての位置付け、どのように考えているか。こういうたまたま3つ位挙げましたが、こういうこともやることによって自助・互助そして公助だろうと私は思うのですが、ちょっとお聞きしたい。

それから(2)の配食サービス。私の読み方が間違っただけですね、そうすると。予算は変わらないと。予算は変わらないということなのですね。それで、仕組み、予算変わらないですよ、さっき同じって言った、町長の答弁では同じって言った。ごめんなさい。も

し金額変わっているのなら、教えて頂きたいのですが。先程、従来とそんなに変わらないようなちょっと聞き方したのですが、例えば、食事の提供は昼だけなのか、夜も提供してもらいたいという方は、この配食サービスの該当になるのか、等も含めてちょっともう少し教えてほしい。

それから、もし、要項等が出来ているのであれば、予算審議の時に出してほしい。案の段階でもいいからちょっと出して欲しいのですよ。ということも含めて（２）。

で、（３）、あの（３）あの町長そういう答弁ありました。本当に見やすいパンフレット等を作って頂きたい。この地域福祉計画にあります。で、もう一つ、パンフレット作るというのは、それはある程度一つとして大事ですが、もう一つはそれにある意味、そこに、精神をとつか、心を込めなければならぬのですね。つまり、例えば窓口に来た時に、そのことを丁寧に説明するというのもこれはこれで大事。で、この地域福祉計画の中に書いてありますね。職員の研修、知識を豊かにすると。そして、町民の方から色々な複雑な制度をですね、きちっとわかりやすく説明すると。これ正しく大事な話。パンフレット作っただけじゃだめかもしれない。それと併せて、窓口に来たら丁寧な説明する。それをしっかりとやって欲しいんですよ、しっかりと。あの、私もあまり言いたくないんですが、窓口の対応によって、せつかく受けられるサービス受けてないっていうケースあるんです、現実に。そこを改めてやって頂きたいんですが、その点についても答弁あれば求めたい。

（議長）

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

はい。

まずあの自助・互助に関する内容でございます。

地域福祉専門員の業務としての内容、どのようなものなのかということですが、失礼しました。まず、この専門員に関しましては、現在の社会福祉協議会の活動が、地域に求められているニーズに答え切れていない、というそういう共通認識、町も社会福祉協議会も同じ認識を持ってございます。併せて、それらのニーズに対応していかなければならないという問題意識も持ってございます。今回、この専門員を配置することによりまして、そういった課題に改善していくということがまず基本でございます。そして、この専門員が、更にはその現在おります推進員、この２人でこの課題に対処していけるかというところ、そういうことは、私共は考えてございません。社会福祉協議会そのものが、これまでの社会、失礼しました。介護保険中心の団体から脱却していくための１つの方策、核となる事業という風にとらえてございます。そういう意味で、まずあの専門員がボランティアセンターを、失礼しました。社会福祉協議会がボランティアセンターまで構想しているのかという部分に関しましては、現時点ではそこまでの考えはございません。と言いますのも、

もともと社会福祉協議会に求められているそのボランティア活動の取りまとめであるとか、組織化であるとか、そういったことの取り組みをして頂くための配置という風に認識してございます。先程申しましたとおり2人でやるのかという部分に関しましては、決して2人ではないと。組織として意識を変えた中で取り組んで頂きたいという思いでございます。

3点目、日常生活自立支援事業に関しましては、専門員に関しましては一定の資格を有する職員ということで想定してございますので、現在、道社会福祉協議会に委託しているものを今後は江差町の社会福祉協議会が、その事業を行うということを想定してございます。

最後にあのパンフレットに、パンフレットのその魂を込めるといいますか、議員ご指摘のとおりだと思います。私共の議員、失礼しました、職員が、きちんとした説明をしないことによって、町の方々に不利益を与えてしまうということは、これはあってはならないことだと考えてございます。そういったことを無いように、今後改めて課内さらには町としてもですね、研修をきちんとして参りたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

小野寺議員、答弁ない。町民、町民。
「健康推進課長」。

「健康推進課長」

はい。

2問目の配食サービスに関して、についてお話したいと思います。

時間帯も含めてもう少し具体的な内容を、ということ宜しいでしょうか。

現在のところ、まだあの要項は、案を作成中ということなのですが、考えていることは町長答弁にもあった通り、介護保険の特別会計の中の地域支援事業の任意事業の中の地域自立生活支援事業の中で行っていかうという風に考えております。あの金額云々に関しましては、あの委託料、利用料に関しましては現行のままということで、今考えておりました、回数についても概ね週2回程度という風に考えているところでございます。

時間帯の関係ですが、現行の制度は昼ということですので、地域実態を考えた時に、昼がいいのか夜、夕方がいいのか、1回であればどこがいいのかというのを、もしかしたら利用者様方のあの希望というのものもあるかもしれませんので、ちょっとその時間帯についての検討はまだしていませんので、ちょっとその辺は含めてこれから要項の中に、案の中に入れていきたいかなという風に考えております。

(議長)

いいですか。2問目ですか。再々質問だね。

「小野寺議員」

再々。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、今。はい。今、推進、保険、健康推進課長言った配食サービス。もし可能であれば、煮詰まっているのであれば、予算審議の時にその案の段階でも、出して欲しいのですよ。あんまりペーパー見ないでやり取りするのも何なので、もし可能であれば出してもらいたいということと。

その結局、52万ですから、対象者で言えば何ぼ位ですか、10人位、何人位。何人を想定しているのですか。10人ですね。ちょっと待って、それ再々質問。

だから、本当にね、魂が私こもってない、と思うのです。だから、あの要項が間に合えば出して欲しいのですが。江差町で本当にね、困ったなど、せめて1週間に1回や2回食事頼みたいとね、そんなものでないですよ。もしね、教えてください、どれ位想定しているのか。で、実績は今まで1人か2人ですよ。また同じこと繰り返すのかということと、再々質問なので。

それからごめん。岸田課長になると思うのですが。あの、今、現行いる2人、2人でいくらですか、800万位。これ江差町でね、大変な社協に対して支援ですよ。私はもちろん国の方の通達等も含めて、それはあるでしょう。それから町内会連合会だ、老人クラブ連合会等の仕事だということで一応分けていますね。分けていますが、ここに地域福祉計画にもある通り、町内会との関係も本当に大事ですよ。自助・互助というか、1人1人じゃ難しいけれども、地域で互助・共助ですよ。町長の言っている通り。これ本当にね、社会福祉協議会の介護保険事業から少しでもシフトするとすれば、今、町が支援している1人でなくて、この2人がこれを実践していくという形にならなかつたら、もったいない、お金。今したらもう1人、前からいる地域、何だ、正式、地域福祉推進員の方の仕事は、もっともっと要望に応える仕事やらなかつたら、江差町としての補助金の意味がない、と私は思うのです。分かりますか、言っていること。その点で、私は、確かに建前は違うかもしれないけれども、実際に相手するのは同じですよ。同じです。一緒にやらなかつたら肉離れしますよ。分かりますね、言っていること、分かりますよね。そういう点でね、ちょっと努力して頂きたい、と思いますが、この点について答弁あれば。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」

配食サービスの予算の関係でございます。

当初予算は、一応7名の方が、週2回53週。

「小野寺議員」

7名。

「健康推進課長」

52週を、利用した場合ということでの計算で出しております。

あの、先程、町長の答弁にもありましたように、あの単に調理が出来ないというだけではない利用者の選定ということを考えておりますので、その辺に関しては、あの今回は7名ということで予算を挙げております。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」

はい。

福祉活動推進員の機能の強化という内容のご指摘かと思えます。併せて、社会福祉協議会だけではなく、町も、連携した中でこういった地域ニーズにどのように応えていくのかという視点は当然大切なものと認識してございます。

今後ですね、新たな体制となった時点で、社会福祉協議会との協議・連携を密にしながら、これまでの出来なかったこと等の精査をして参りたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

(議長)

はい、小野寺議員、2問目。

「小野寺議員」

2問目。

なるべく簡潔に。あの既に一般質問で、2名の方から出ておりますので、なるべく、あの、はい、1問目で終わればなど。

(議長)

かぶらないように。

「小野寺議員」

はい。

3つあります。1つは、あの現在、事業として進めておりますのは、北海道の事業が大きく関わっております。あの日本海漁業振興策であります、実はこの事業は2017年度、新年度ですね、であります。それで、この道の方針に則って、檜山振興局にもあのその対策室、檜山地域漁業振興対策室というものもありますが、当然その方針に則って17、17年度限りとなっております。先程来、出ておりますが、あのニシンの群来、本当にこれからも着実にこれが伸びていくと。更には栽培漁業を前進させるためには、その短期的な対応ではなくて、中・長期という意味合いで、道の日本海漁業振興策が、私は継続必要であると思います。どのように道に働きかけているか、教えて頂きたいと思います。

それから2つ目。先程の塚本議員の質問とも若干近いんですが、私は資源保護という観点で改めてお聞きしたいと思いますが、あの本当に縷々出ておりました。もう大きく今水揚げが減少しております。で、色々対策出されておりますが、道のあの短期的な対策も出されておりますが、5年、10年ではなくて、30年、50年とか、もう長いスパンで見たらですね、本当にこの日本海はもう資源が枯渇してきていると。そういう部分が、私はやはり出ている。色々なあの研究機関でも、そういう指摘しておりますよね。その抜本的な資源管理、資源保護があつた必要ではないかと。今、もちろんあの国・道でもそういう声が出ておりますけれども、ただ残念ながら、先程出ていましたがTAC、漁業可能量、なかなか研究機関が示されたいわゆるあのABCっていうのがありますけれども、それよりも更に多くTACで指定してきて、それを採っていたというのがあります。この2年位ですか、3年位ですか。実際上は、研究機関等が示した数字、そのABCで出した数字よりももっと低くというか、TACで出していますから、この2年位は厳しい漁獲可能量になっているなと思うのですが、更にそれ、それでは、それでも獲れない。TACの数字でも獲れない位、深刻だということは、これはあの漁業関係者だけでなく、我々議員も行政もしっかりと見ていかなければならない、今事態になっている、と思うのです。

改めて、質問としてお聞きしますけれども、もう関係機関もう一体となって、この日本海の資源管理、江差だけでないですからね、日本海、本当に稚内も含めて、松前も含めて、日本海全体が関わってくる問題。先程言った国際問題も含めて、になるのかもしれませんが、改めてこの点をお聞きしたいと思います。

で、3つ目。これは、水産業だけでなく農業も同じかもしれませんが、大きい私の水産振興という意味合いで、この水産物の地産地消についてお聞きしたいと思うのですが。たまたま、あのブンテンにニシンがあつたとかですね、それはあります。ありますけれども、総じて、江差のせつかく水揚げされたものが、どうしても札幌だ、函館だ、本州だとかとって、なかなか地元で消費しづらいというか、目に見えない。やはり一定のあの行政等

の取り組みで、地元の方に若しくは観光客の人が来たらすぐその地元に、の水産物を提供できると、そういう体制を支援していかなかったら、難しいのではないのかなという気はするのです。色々調べたら、それぞれ国の補助金だとか、都道府県の補助金だとか、単独とありますが、総じて色々な事業、創意工夫でやっている。江差でも何とかあの水産物ですね。地元も一所懸命消費していくと、そして水産業者も頑張って漁業に勤しむと。そうやって、出来ないか、この3つをお聞きしたいと思います。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」

小野寺議員の2問目、水産振興についてのご質問にお答え致したいと思います。

ご指摘のとおり、北海道の日本海漁業振興緊急対策事業は、2017年度までとの年限が設けられております。一方、塚本議員や萩原議員にもご答弁申し上げましたが、檜山管内では回遊性魚種の漁獲低迷により、依然として厳しい漁業経営を強いられる中で、育てる漁業への転換を図るべく、各町で増養殖事業が展開されております。

また、管内全体の取り組みとして、乙部町の既存施設をサケの種苗施設として再整備する等、秋サケ資源の維持増大に努めております。ニシンの放流事業につきましても、檜山管内をあげて日本海漁業の振興に取り組んでいるところです。この流れを失速させることなく、漁業振興を推進していくためには、北海道の支援が必要不可欠と考えており、関係町と連携しながら、日本海漁業振興対策の継続について、要望して参りたいと考えております。

また、江差町の水産振興を目的に北海道から派遣されている職員の任期が今年度で終了することから、引き続き水産振興に携わる後任職員の派遣について、北海道に働きかけているところでございます。

2つ目のお話でございます。江差町をはじめ檜山管内ではこれまでもスケトウダラ資源を保護するため、他の管内では主流となっている刺し網漁法ではなく、資源に配慮したはえ縄漁法により操業を行っており、産卵前には操業を切り上げる等の取り組みを自ら実施しております。

また、資源利用に関する関係者会議の場で、檜山管内の代表者が取り組みを紹介し、資源保護を呼び掛けてきましたが、資源状況のさらなる減少もあり、江差の三隻も含め、管内12隻のスケトウダラ漁業の漁船がスルメ釣り漁業に転換致しました。スルメイカ漁につきましても、関係漁業団体の自主規制措置として、禁漁日を設ける等、資源保護に努め

ているところですが、全国的に資源状況が不安定で、魚場の形成に至らない等、厳しい状況が続いております。資源論から申し上げますとさらなる漁獲、漁獲規制を行えば早い資源回復が見込まれるのでは、との意見もございますが、資源量と漁獲量の因果関係は明確ではなく、一方でこれ以上厳しい漁獲規制をかければ漁業経営が立ち行かなくなる恐れもございます。回遊性魚種は行動範囲が広く、人為的に資源を作り育てることが出来ないため、資源の維持増大は困難を極めると考えますが、漁業関係者・試験研究機関・行政が一体となって資源の保護と利用について検討して参りたいと考えておりますので、ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

3点目の水産物の地産地消につきましては、これまでも漁業士会や漁協女性部が中心となって食育活動の普及に努めており、その先進的な取り組みが認められ、今年度北海道の代表として全国青年女性部交流大会で事例紹介を行う等、高い評価を頂いているところです。町としても、更なる地元水産物の普及、消費の拡大が必要と考えておりますので、提案頂いた事業の活用を含め関係機関とも協議しながら、推進を図って参りたいと考えております。

「小野寺議員」

はい、議長。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい。4時までは終わります。

それで、1つだけ再質問します。

あの、資源管理、資源保護なのですが、これは大きく言うと2つあると思うのです。先程、塚本議員の言った部分はずいぶん、もし町長ご存じないとすれば、これ本当にね、深刻なのですが、日本海いわゆる200海里、排他的水域に、今まで日本の排他的水域まで朝鮮とか中国から入ってきている。まず間違いないでしょう。でしょうと言わなければだめですね。報道関係では、入っている。

もう1つはですね、朝鮮の200、自分の国の200海里、一応、分かれています。そこで漁業権を中国に売ると、それはそれで商売だからいいのしょうけれど。今度、それで北朝鮮は、まだまだ小型の船でやっているらしいのですが、本当に磯舟みたいなものでやっているらしいのですけれどね、に近いもの。中国はその北朝鮮から漁業権を買って、もう超大型のもので、どんどん日本海に入ってきているのですよ。それが200、日本の200海里にも入ってきている。ですから、イカやスケソウや、もしかしたらサケが北上する時も含めてですね、北上の途中に採られているかもしれないということも含めて、国際

問題としても、我々日本海すぐそばで、本当に国際問題、国・道に働きかける。これはもう大事な問題。

それからもう1つ。自然の回遊魚に対しては、例えばスケソウに関して言いますと、戦後、確かあれ20年位、ほとんど採れない時期あったのですよ。ほとんど採れない時期。どうしてそこまで70年代から少しずつ採れて、80年の87年頃にピークになる、今のスケソウ、日本海採れたかという、本当に採り尽くしていたスケソウを、例えば12月から1月までに期間を厳格にしようだとか、親はとらないようにしようだとか、本当にもう浜が一致して資源保護ということ、徹底したから70年代からまた少しずつ取れて、80年代のあの例のピークに起きたのです。で、今じゃあ何やっているかといったら、どうもね、やっぱり採っていますね、色々な状況聞いたら。採れないから採っている。親も一所懸命採っている。だから親は採るなどやっていますが。やはり徹底した資源管理をやらないと、生活保障という部分は、それはそれであるのでしょうけれども、やはりまず資源保護するということをやっていかなかったら、もう壊滅状態、スケソウに関して言うと。それ以外のことについても、さっき言った、採り尽くす。採り尽くすということをもう辞めさせなければならない、ということも含めて、関係機関としっかりと連携取りながら私はやっていく必要があると思います。その点について、もし何かコメントあれば頂きたいと思います。

(議長)

はい、「産業振興課長」。

「産業振興課長」

はい。

資源保護の問題でございます。先程の塚本議員の質問とダブる部分があるのかなという風に思いますが、国際的な問題含めてございますので、こちらにつきましては、関係機関と十分協議しながら、必要があれば、必要となる対応を今後も取っていききたいなという風に考えてございます。

あとあのスケソウを含めた資源保護の問題でございますが、当然採り尽くすという話ではなく、かといって全てを禁漁にすればいいということではなく、こちらにつきましては、資源と漁業のバランスがしっかり取れた、取り組みをしていかなければ漁業者も先程町長答弁した通り、いかなくなるような状況もありますので、しっかりとしたバランスを取るようなことを考えながら、資源保護についてはしっかりと保護していくことも考えながらですね、取り組みを、並行して取り組みを続けていきたいという風に考えてございます。

(議長)

はい。いいですね。

「小野寺議員」

はい。終わります。

(議長)

はい、以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。

(議長)

以上で、今定例会に通告がありました一般質問は全て終了致しました。

ここで、一般質問を終結致します。